

水辺の活動応援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

県土整備部河川課

(趣旨)

第1条 県は、魅力ある水辺空間の創出を推進するため、予算で定めるところにより、県民の河川・海岸への関心を高め、愛護意識の醸成に資する取組を行う団体等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、宮崎県内の市町村又は次に掲げる要件を満たす法人若しくは任意団体とする。

- (1) 宮崎県内に事務所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動としないこと。
- (6) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業は、水辺の活動応援事業実施要領（令和4年4月1日県土整備部河川課定め）第3条に規定する事業とし、交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 水辺の活動応援事業補助金所要額調書(別記様式第3号)
- (2) 市町村以外の者にあつては、納税証明書(県税に未納がないことの証明。ただし、納税義務の発生しない任意団体等は除く。)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 市町村以外の者にあつては、暴力団、暴力団員等に該当しない旨の誓約書(別記様式第4号)
- (4) 法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号)

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うに当たり暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と契約を締結してはならないこと。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金額の変更を伴わない範囲での補助対象経費の増額又は補助対象経費の20パーセント以内の減額とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 水辺の活動応援事業補助金事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 水辺の活動応援事業補助金精算額調書(別記様式第3号)
- (4) 事業の内容を明らかにする報告書、経費の内訳書、写真等

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第8号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号の規定により知事の定める財産は、取得価格10万円以上の器具及び備品とする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る水辺の活動応援事業補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費	補助率等		
水辺の活動応援事業	水辺の活動応援事業実施要領第3条に規定する取組の実施に際し必要となる次の経費。	市町村にあっては左記経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）、市町村以外の者にあっては左記経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）、いずれも30万円を上限とする。 ただし、補助対象経費を同じくする他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額にこの要綱における補助交付額を加えた額が、補助対象事業費を超えない範囲内において補助するものとする。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 479 644 524">報償費</td> <td data-bbox="644 479 1050 524">講師、司会者等への謝金</td> </tr> </table>		報償費	講師、司会者等への謝金
	報償費		講師、司会者等への謝金	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 530 644 575">旅費</td> <td data-bbox="644 530 1050 575">講師、スタッフ等の旅費</td> </tr> </table>		旅費	講師、スタッフ等の旅費
	旅費		講師、スタッフ等の旅費	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 582 644 719">需用費</td> <td data-bbox="644 582 1050 719">消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>		需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費
	需用費		消耗品費、燃料費、印刷製本費、材料費、その他事業実施に直接必要となる経費	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 725 644 862">役務費</td> <td data-bbox="644 725 1050 862">郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>	役務費	郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費		
役務費	郵送料、筆耕料、電話料、運搬費、保険料、その他事業実施に直接必要となる経費			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 869 644 1005">使用料 賃借料</td> <td data-bbox="644 869 1050 1005">会場使用料、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費</td> </tr> </table>	使用料 賃借料	会場使用料、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費		
使用料 賃借料	会場使用料、機器リース料、タクシー代、その他事業実施に直接必要となる経費			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 1012 644 1346">備品購入費</td> <td data-bbox="644 1012 1050 1346">事業実施にあたって必要となる物品（形状及び性質を変えずに比較的に長期間の使用又は保存に耐えうるもので、1品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものとする。）</td> </tr> </table>	備品購入費	事業実施にあたって必要となる物品（形状及び性質を変えずに比較的に長期間の使用又は保存に耐えうるもので、1品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものとする。）		
備品購入費	事業実施にあたって必要となる物品（形状及び性質を変えずに比較的に長期間の使用又は保存に耐えうるもので、1品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものとする。）			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 1352 644 1442">委託料</td> <td data-bbox="644 1352 1050 1442">事業実施にあたって必要となる経費</td> </tr> </table>	委託料	事業実施にあたって必要となる経費		
委託料	事業実施にあたって必要となる経費			

※ 人件費、食糧費、参加者に対する景品代その他これらに類するものは、補助対象経費としない。

(参考様式)

年 月 日

宮崎県知事

殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

年度 水辺の活動応援事業補助金交付申請書

水辺の活動応援事業補助金交付要綱に基づく 年度水辺の活動応援事業補助金については、 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 補助金所要額調書（別記様式第3号）
- (4) 誓約書（別記様式第4号）
- (5) 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第5号）（法人の場合）
- (6) 納税証明書（法人の場合）
（県税の課税額が0円の場合は、それが分かる書類）
- (7) その他交付申請に必要な書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名

電話番号

電子メール

別記

様式第1号（第5条及び第11条関係）

年度 水辺の活動応援事業補助金 事業計画（実績）書

1 事業名		
2 事業実施主体		
3 事業メニュー	実施要領第3条 に該当	
4 事業の目的		
5 事業概要	(1) 事業内容	(事業費内訳)
		円
		円
		円
		円
		円
	合計額	円

5 事業概要	(2) 事業実施場所 (所在地、河川・海岸名)
	(3) 事業の実施 (予定) 期間
	年 月 ~ 年 月
	(4) 事業の効果
6 備考 (参考事項等)	(5) 事業終了後の取組

※ 「5 (1) 事業内容」は、事業実施回数、参加予定数、発行予定数などを含め、具体的な内容と事業費内訳を記入すること。

様式第3号（第5条及び第11条関係）

年度 水辺の活動応援事業補助金 所要（精算）額調書

団体等名 _____

事業名	対象経費の支出予定額 A (実支出額)	その他収入額 B	差引額 C (A-B)	県補助所要額 D
	円	円	円	円

- ※1 「その他収入額」とは、この補助金以外の公共団体及び公益法人等からの補助金、この事業に係る参加者負担金などをいう。
- ※2 「県補助所要額D」には、「対象経費の支出予定額A」に事業実施主体が市町村の場合には1/2を、その他の団体の場合には10/10を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）を記入すること。
- ※3 「県補助所要額D」が「差引額C」を上回る場合、「D欄」には「C欄」の金額（千円未満切り捨て）を記入すること。
- ※4 「県補助所要額D」が別表に定める補助上限額を上回る場合、「D欄」には補助上限額を記入すること。

宮崎県知事

殿

代表者の住所

ふりがな

氏 名

誓 約 書

私は、 年度水辺の活動応援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

宮崎県知事

殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写しの添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

水辺の活動応援事業補助金の補助事業内容の変更承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった水辺の活動応援事業補助金について下記のとおり計画を変更したいので、水辺の活動応援事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- ・ 事業計画書（別記様式第1号）
- ・ 収支予算書（別記様式第2号）
- ・ 所要額調書（別記様式第3号）

年 月 日

宮崎県知事

殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

水辺の活動応援事業補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった水辺の活動応援事業補助金について下記の理由により計画を中止（廃止）したいので、水辺の活動応援事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

年 月 日

宮崎県知事

殿

団体等の所在地

団体等の名称

代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった水辺の活動
応援事業補助金について、水辺の応援活動事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の
確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け第 号による確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |